



2021年4月28日

各位

会社名 東京電力ホールディングス株式会社  
 代表者名 代表執行役社長 小早川 智明  
 (コード番号 9501 東証第1部)  
 問合せ先 経理室決算統括グループマネージャー 豊城 泰晃  
 (TEL 03 - 6373 - 1111)

## 特別損益の計上及び前期実績との差異に関するお知らせ

2021年3月期(2020年4月1日～2021年3月31日)の特別損益の計上及び前期実績(2020年3月期)との差異につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 特別損益の計上

##### (1) 特別利益の計上

原賠・廃炉等支援機構資金交付金

「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(平成23年8月10日法律第94号)の規定に基づく資金援助額の変更を申請したことから、1,421億円を原賠・廃炉等支援機構資金交付金として計上いたします。

##### (2) 特別損失の計上

原子力損害賠償費

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、原子力損害賠償紛争審査会で決定された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」等に基づく賠償見積額と、前連結会計年度の見積額との差額1,407億円を原子力損害賠償費として計上いたします。(第3四半期連結累計期間の計上額は954億円)

#### 2. 通期業績と前期実績との差異について

##### (1) 2021年3月期 通期連結業績と前期実績との差異(2020年4月1日～2021年3月31日)

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益	1株当たり当期純利益
前期実績(A)	百万円 6,241,422	百万円 211,841	百万円 264,032	百万円 50,703	円銭 31.65
当期実績(B)	5,866,824	143,460	189,880	180,896	112.90
増減額(B-A)	△374,597	△68,381	△74,152	130,193	
増減率(%)	△6.0	△32.3	△28.1	256.8	

(2) 差異の理由

売上高は、燃料費調整額の減少に加え、販売電力量が競争激化や新型コロナウイルス感染拡大の影響で減少したことなどにより、前期実績を下回りました。

また、営業利益及び経常利益は、グループ全社を挙げた継続的なコスト削減に努めたものの、販売電力量が減少したことなどにより前期実績を下回りました。

なお、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度特別損失の反動減などにより、前期実績を上回りました。

以上

< 参考 >

特別利益の内訳

内 訳	金額
○原賠・廃炉等支援機構資金交付金	1,421億円
合 計	1,421億円

特別損失の内訳

内 訳	金額
○原子力損害賠償費	1,407億円
合 計	1,407億円

原賠・廃炉等支援機構資金交付金と原子力損害賠償費の状況

	2021年3月22日 申請時点の累計額	2020年3月19日 申請時点の累計額	2021年3月期
原賠・廃炉等支援 機構資金交付金	(A) 7兆4,370億円	(B) 7兆2,948億円	(A)-(B) 1,421億円

	2021年3月期末 の累計額	2020年3月期末 の累計額	2021年3月期
原子力損害賠償費	(C) 7兆4,357億円	(D) 7兆2,949億円	(C)-(D) 1,407億円

## <別紙>

「東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況に関する会計検査の結果について（平成25年10月16日：会計検査院報告）」において、当社に対し、「原子力損害賠償支援機構資金交付金（現：原賠・廃炉等支援機構資金交付金）について、資金交付に係る資金援助の申込みをもって収益を認識し、計上することとする会計方針が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、また、機構法が資金援助の申込みから決定までの手続を定めている趣旨とも整合するとしていることについて十分な説明を行う」との所見が示されております。

そのため、当社はこれを真摯に受け止め、2012年3月期第2四半期決算時から継続して踏襲している資金援助に係る収益認識の考え方等について、ご理解を深めていただくため、以下の通りご説明いたします。

### 【2021年3月期（2020年4月1日～2021年3月31日）】

#### 1. 資金援助に係る収益認識の考え方について

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害については、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日法律第94号。以下「機構法」という）の規定に基づく資金援助を受け、被害を受けられた皆さまに賠償することとしているが、原子力損害賠償紛争審査会で決定された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」等に基づく賠償見積額が増加したことから、2021年3月22日、同日時点の額に資金援助額を変更する申請を行い、同年4月21日、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という）から資金援助の決定を受けた。

申請にあたっては、資金援助の内容や額について、機構と調整していることや、機構法の趣旨などを勘案すれば、申請を行った時点で、原賠・廃炉等支援機構資金交付金を受け取る起因が発生しており、実質的に収益が実現していることから、申請日の属する期において原賠・廃炉等支援機構資金交付金として1,421億円を計上している。

#### 2. 原賠・廃炉等支援機構資金交付金及び原子力損害賠償費について

原賠・廃炉等支援機構資金交付金1,421億円は、原子力損害賠償紛争審査会で決定された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」等に基づく2021年3月22日時点の賠償見積額と、2020年3月19日時点の賠償見積額との差額である。

なお、原子力損害賠償費1,407億円は、当年度末時点の賠償見積額と、前年度末時点の賠償見積額との差額である。

以上